

板倉陽一郎先生ご発表へのコメント 2024 年 12 月 23 日

一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科 寺田麻佑

1. 問題の所在

行政法において「違法性阻却事由」とは、本来違法とされる行為が特定の条件下で適法とみなされる法的根拠を指す。これが明文化されていない場合でも適用されるかが争点となる。

2. 判例の状況

(1) 浦安ヨット事件（最判平成 3 年 3 月 8 日）

- **事案:** 浦安市の町長が漁港法および行政代執行法の規定に基づかずに鉄杭を撤去した。
- **裁判所の判断:**
 - 法令に基づかない行為であったが、「緊急の事態に対処するためのやむを得ない措置」として適法と判断。
 - 民法 720 条（緊急避難）の法意から、行政法上も「明文なき違法性阻却事由」が認められると解釈。

(2) その他の判例

- 個人情報保護法関連の懲戒請求者リスト証拠提出事件では、行為の「相当性」を理由に、個人情報保護法違反が直ちに不法行為を構成しないとされた。

3. 学説の整理

(1) 明文規定の必要性を主張する立場

- 行政行為の法定主義を重視し、法律に基づかない行為は違法とするべきだとする立場。
- 行政法上の規範を曖昧にする可能性があるとして、明文規定の欠如は適用を妨げると解釈。

(2) 明文規定がなくても認める立場

- 緊急事態や正当業務行為に基づく違法性阻却は、法治主義の枠内で許容され得るとする立場。
- 民法や刑法の法理（正当防衛、緊急避難）を類推適用し、「緊急性」「相当性」「必要性」を基準に判断するべき。

4. 実務の対応

(1) 行政実務における明文なき違法性阻却事由の適用例

- **電気通信事業ガイドライン:**
 - 正当業務行為、正当防衛、緊急避難を「違法性阻却事由」として解釈し、個人情報保護法違反を回避する事例が挙げられている。

(2) 必要な要件

- **緊急性:** 時間的余裕がない場合。
- **相当性:** 社会通念上適切な行為であること。
- **必要性:** 他に手段がない場合。

5. コメント

- 判例や学説は、行政法においても「明文なき違法性阻却事由」を認める方向にある。
- 浦安ヨット事件は特に特殊なものではないと考えられるが、法律上対応が必要な状況のなかでの現場判断だったものともいえる。このような対応の在り方については、個人情報保護法や電気通信事業ガイドラインなど実務でも活用されている。ただし、明文化のない事由を適用するには、緊急性・相当性・必要性といった厳格な要件が必要であり、その適用範囲は限定的であるため、個情法については、明文対応（もしくはガイドライン等による解釈の補足）が早急に必要であろう。